

# 大田原市立親園中学校いじめ防止基本方針(概要版)

## 1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織について

「いじめ対策委員会」を組織し、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行う。また、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応する。

## 3 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、以下のことを念頭において、毎日の教育活動を行う。

### (1) いじめの未然防止対策

- ア 教員がいじめに対する意識の高揚
- イ 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善
- ウ 学業指導、道徳教育、特別活動の充実
- エ 保護者・地域との連携
- オ 人権が守られた学校づくりの推進
- カ 保護者・地域との連携
- キ ネットいじめへの対応

### (2) 早期発見に関する対応

- ア アンケートの実施
- イ 教育相談の充実
- ウ 情報交換による共有

### (3) 早期解決に向けた対応

- ア 保護者への報告
- イ いじめられている生徒及び保護者への支援
- ウ いじめた生徒への指導及び保護者への助言
- エ いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ
- オ 警察との連携
- カ 重大事態への対応

#### (ア) 重大事態とは

「重大事態」とは、次の①、②の状況とする。

- ① いじめにより(当該学校に在籍する)生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認めるとき。
- ② いじめにより(当該学校に在籍する)生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### (イ) 重大事態発生時の対応

- ① いじめ対策委員会により、速やかに関係生徒から聞き取りを行い、事実確認をする。
- ② 学校の設置者に報告するとともに、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ③ 重大事態調査のために学校の設置者が設置する組織に協力する。

